

茨城県労働組合総連合第66回評議員会報告

「仕方ない」ではなく、組合の力で賃金引き上げとコロナ対策の充実を!!

茨城労連通信

東茨城郡茨城町
谷田部295
029-219-1031
ibaro@mc.ejnet.ne.jp



茨城労連第66回評議員会が、1月16日(土)に水戸市のヒロサワシティ会館別館で開催されました。今回の評議員会は、コロナ感染拡大のため組織によっては会議等への参加自粛が求められているところもあり、参加ができない組織からは委任状を提出してもらいました。常任幹事会の議論では中止や延期等の意見

も出たが、春闘方針の提案は対面形式の会議を実施すべきという意見でまことまりました。当日の評議員会は、評議員14名、委任状16名、計30名で評議員会が成立しました。開会挨拶に立った白石議長からは、コロナ感染が収束しない場合は、次回の評議員会、大会はオンラインの開催も検討したいという意見が出されました。

討論より

(くばりきこい組)

昨年の緊急事態宣言が出された後、テレワークや外出自粛が広まり、生協の宅配が注目を集め、宅配の利用者が増え続けた。1台の配送件数も増え、店舗の職員は欠品対応に追われる日々が続いた。体温計や消毒液等感染対策も厳しく求められた。21春闘では、職場での分会会議が開催できないため、アピールカード・春闘アンケートの全員提出をめざし、分会長とオンラインで細かなやりとりをしている。飲食ができないため、春闘関係の提出物を出してくれた組合員に図書カードのプレゼントなどをしている。コロナでも、ひとりでも多くの仲間の声を集めることに力を入れている。

(自治労連) 今年の人事院報告は期末手当0.05月削減、月給改定見送りだった。コロナ禍で奮闘する市町村職員の働きに伝えるもので

なく、地域経済や民間給与にも悪影響を及ぼすもので断じて容認できない。

正規職員に準じて多くの自治体で会計年度職員の期末手当削減が行われた。茨城県庁や古河市では期末手当削減を次年度からとし、千葉県では会計年度職員を期末手当削減の対象外とする人事委員会勧告が出された。

自治労連では、1月23日にオンラインで中央委員会を開催し、春闘方針を決定する。コロナ禍で活動を中止するのはなく、どこでも職場や地域に出て行くことができるかをポイントに、十分な意志統一をして国民春闘の準備をしていく。

(土浦労連) 地域労連が果たすべき役割として、雇用・医療の破壊にどのようなたたかうかが問われている。四年前、安倍首相は「この国から非正規という言葉をなくしたい」と言ったが、コロナ禍の中で非正規労働者の雇用が奪われている。土浦での「地域医療を考える会」の会議が

コロナで持てなくなっているが、何ができるかの工夫が必要だ。(JMITU) 全国の春闘の会議がコロナで取り組めない。

東京電機支部では、おとし四千円の春闘回答に対してストライキを実施した。昨年の春闘では八千円の回答になり、一時金のたたかいでは1.5倍の回答を引き出すことができた。労働組合が要求を作り出して、統一した行動で要求は実現する。

評議員会の議案書に一年単位の變形労働時間制の記述があるが、東京電機支部では變形労働時間制導入提案を撤回させることができず、統一して国民春闘の準備をしていく。

(電機情報ユニオン) 春闘アンケート社宅訪問に取り組んだ。訪問活動の中で、55世帯と対話ができた。対話の中で、「日立製作所の組合は情報を全く出さないの、あなたたちの情報がうれしい」という意見が出されている。

はじめ、コロナ禍の中で人員削減が計画されているが、リストラ反対の運動に取り組んでいきたい。

(医労連) 今回の評議員会には評議員4人が委任状を提出している。病院では、病院で働く職員に病院と自宅以外には行くな、会議には参加するなという指示が出ている。コロナ受け入れ病院には支援金が出ているが、その他の病院は自己責任で支援されない。その上、火事場泥棒的にボーナス削減など賃下げを行っている。

コロナは地下鉄の水道でも感染したという話があり、どこでも感染すると考えるべきだ。無症状者からも感染する。手洗いをすると必要があり、顔を洗うことも忘れてはいけない。マスクの表に触ってはいけない。

(全国一般) 女性保育士二人の不当処分撤回と名誉回復裁判について報告する。18年4月に回春荘病院内保育所の保育士二人から相談を受けた。

二人は園児への体罰を理由に18年2月8日付で諭旨免職処分の通告を受け弁護士に相談。弁護士が処分の撤回を求める通知書を提出すると懲戒処分と譴責処分の通告を提示してきた。二人は、全国一般に加入し、二回団体交渉を行った。しかし、病院は組合要求に全く応じる気配がないため、裁判闘争に入った。

裁判は約2年、審議は13回行われ、昨年12月7日に和解が成立した。金銭和解という結果であったが、要求額の97%が実現し、二人に対する懲戒、譴責処分は撤回された。しかし、名誉毀損に対する病院側からの謝罪はなかった。

(討論のまとめ) コロナ禍で集まれない、具体的なことができないではなく、組合員の要求や声を集めるために何ができるかが問われています。

要求や声を丁寧に集め、要求をつくって交渉経過や結果を組合員に知らせていく取り組みが欠かせません。